

日本観光ホスピタリティ教育学会 全国大会発表募集要項

1. 応募資格

発表は、本学会正会員および準会員本人、または本学会正会員または準会員を第一著者とするものに限る。連名者は4名まで（第一著者と合わせて計5名まで）とし、非会員が含まれても構わない。ただし、本学会の研究助成、研究分科会に採択された課題の報告の場合に限り、全国大会実行委員会、理事会での確認を経て、規定を超える著者の連記を認めることがある。なお、グループ名称による発表のエントリーは認めない。また、応募用紙提出期限後の発表者の変更は認めない。

2. 発表区分と発表内容

発表内容区分は、「研究報告」と「教育実践報告」の2つとする。「研究報告」は、観光・ホスピタリティ教育についての研究・調査を取り扱うものとする。「教育実践報告」は、観光ホスピタリティ教育に関する教育諸機関等における教育の実践を報告するものであり、具体的な教育活動の計画、実施状況、結果、考察などを取り扱うものとする。なお、発表要旨の原稿ならびに口頭発表の使用言語は、原則として日本語または英語とする。

3. 発表募集と応募時の必要書類

3-1 発表募集

各年度の応募開始と締切については、学会ニューズレター、公式ウェブサイト、大会案内で告知するので、大会での発表を希望する会員（以下、応募者）はそれに従い、期日までに応募手続きを行うこと。期日を過ぎた場合は受理しない。

3-2 応募用紙の提出

応募者は本学会所定の「全国大会発表応募用紙（全国大会様式3）」を公式ウェブサイトからダウンロードし、必要事項を記入したものを添付のうえ、全国大会実行委員会のアドレス(taikai@jsthe.org)宛に電子メールを用いて指定期日までに提出すること。なお大会実行委員会でWebフォーム等を用いて募集が行われる場合は別途告知されるガイドラインに従って提出する。

4. 発表要旨

4-1 発表要旨

「研究報告」「教育実践報告」の双方とも発表要旨を指定期日までに提出する。提出された発表要旨は、全国大会時に配付される『日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会研究発表要旨集（以下、『発表要旨集』）』に掲載される。全国大会での口頭報告を踏まえ、本学会機関誌に原稿を投稿することを奨励する。

4-2 執筆要領

応募者は、本学会が指定する「日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会 発表要旨テンプレート（様式4）」を使用し、「日本観光ホスピタリティ教育学会全国大会発表原稿執筆要領（全国大会様式2）」に基づいて発表要旨を作成すること。

4-3 原稿の提出

応募者は、原稿のデータ（ワードならびにPDFの2種類）を添付のうえ、全国大会実行委員会のアドレス(taikai@jsthe.org)宛に電子メールを用いて指定期日までに提出すること。期日を過ぎた場合は受理しない。

5. 発表ならびに発表要旨集掲載の可否

発表要旨の査読は行わない。しかし、形式・内容に著しく問題があると日本観光ホスピタリティ教育学会編集委員会（以下、編集委員会）が判断した場合は、修正を求める場合がある。修正に応じられない場合は『発表要旨集』への掲載および発表を認めない場合がある。修正の段階での投稿者の意向による修正は認めない。

6. 発表の義務

応募した「研究報告」ならびに「教育実践報告」は、全国大会において必ず発表すること。発表時間は報告15分以内、質疑応答5分以内を原則とする。全国大会当日に発表をしなかった場合は、本学会の業績として認めない。

7. その他

7-1 二重応募・投稿の禁止

応募する発表を他学会と重複発表することは認めない。

7-2 著作権

『発表要旨集』に掲載された原稿の著作権（財産権）は、日本観光ホスピタリティ教育学会に帰属するものとする。ただし、著作者人格権については、著作者に帰属するものとする。

発表要旨については、「全国大会発表応募用紙（全国大会様式3）」を全国大会実行委員会の指定する先に提出する際に、投稿者（共著の場合は全員）から日本観光ホスピタリティ教育学会への著作権（財産権）の譲渡の手続を行うものとする。

日本観光ホスピタリティ教育学会は『発表要旨集』に掲載された著作物および書誌情報を、本学会または本学会が委託する機関による情報媒体（電子媒体を含む）を通じて公表することができる。また、本学会は、著作物を翻訳したり、翻案した抄録などを作成したりすることができるものとする。

執筆者は『発表要旨集』に掲載された原稿等の全文または一部を複製・翻訳・翻案などの形で利用する場合、本学会はこれを妨げない。ただし、出典（学会誌名、掲載年・巻号・ページ）を明示しなくてはならない。

執筆者が掲載された原稿等の全文を複製の形で他の著作物に利用したり出版したりする場合は、事前に本学会へ文書で申し出て、その承諾を得なければならない。

以上

制定：2019年11月16日

改定：2022年11月26日